## 避難確保計画の作成支援(土砂災害防止法改正)

- 経緯
  - 平成28年8月 台風第10号により岩手県岩泉町の高齢者グループホームが被災(死者9人)
  - 平成29年6月 水防法の一部改正を受けて土砂災害防止法の一部改正
    - 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画を作成
    - 年一回の避難訓練の実施
- 避難確保計画の作成と訓練の狙い

災害発生の 恐れが高くなっ た状態を知る

情報の収集

計画作成の過程に多くの施設職員が参画

被害の様相

(建設部)

体制づくりや職員の防災意識を向上

課題の把握 意思決定 現場活動

対応 指示·監督

(作成支援担当課)

訓練の狙い

〇災害リスクの共有

(要配慮施設管理者)

作成義務施設

茨木市

- 〇減災行動の洗い出し
- ○意志決定や現場活動の タイミングの確認

- ◇ 訓練による確認
  - やるべきことはわかっても、どのようにやるかわからない?(具体性・実行性)
  - 訓練したことしかできない。訓練したことすらもできないのが災害対応



現地確認

(施設所管課)